

老発0329第11号
令和6年3月29日

各都道府県知事・市町村長 殿

厚生労働省老健局長
(公印省略)

「介護支援専門員実務研修受講試験の実施について」の一部改正について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律（令和4年法律第104号）の一部の施行及び介護療養型医療施設に関する経過措置の期限の到来に伴い、「介護支援専門員実務研修受講試験の実施について（平成18年5月22日付け老発第0522001号厚生労働省老健局長通知）」の一部を別添のとおり改正し、令和6年4月1日（別紙1の(7)に係る部分については同法附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日）から適用することとしたので、御了知の上、管内の市町村、関係団体、関係機関等にその周知徹底を図るとともに、その取り扱いにあたっては遺漏なきよう期されたい。

○ 介護支援専門員実務研修受講試験の実施について（平成18年5月22日付け老発第0522001号厚生労働省老健局長通知）（抄）

新					旧				
(別紙1) 別に定める相談援助業務に従事する者の範囲は次のとおりとする。 次に掲げる施設等において必置とされている相談援助業務に従事する者 (1)～(6) (略) (7) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号） <u>第五条第十九項</u> に規定する計画相談支援にあつては、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成二十四年厚生労働省令第二十八号）第三条に規定する相談支援専門員 (8)・(9) (略)					(別紙1) 別に定める相談援助業務に従事する者の範囲は次のとおりとする。 次に掲げる施設等において必置とされている相談援助業務に従事する者 (1)～(6) (略) (7) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号） <u>第五条第十八項</u> に規定する計画相談支援にあつては、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成二十四年厚生労働省令第二十八号）第三条に規定する相談支援専門員 (8)・(9) (略)				
(別紙2) (略)					(別紙2) (略)				
(別紙3) (別表) 「介護支援専門員実務研修受講試験の試験問題出題範囲」					(別紙3) (別表) 「介護支援専門員実務研修受講試験の試験問題出題範囲」				
介護保険法別表の科目	区分	大項目	中項目	小項目	介護保険法別表の科目	区分	大項目	中項目	小項目
一・二 (略)					一・二 (略)				
三 介護給付等対象サービスその他の保健医療サービスに関する科目	1～8 (略)				三 介護給付等対象サービスその他の保健医療サービスに関する科目	1～8 (略)			
	9 高齢者支援展開論(介護保険施設各論)	1・2 (略)				9 高齢者支援展開論(介護保険施設各論)	1・2 (略)		
		(削る)	(削る)	(削る)			3 指定介護療養型医療施設サービス方法論	1 指定介護療養型医療施設の意義・目的	二
		(削る)	(削る)	(削る)				2 指定介護療養型医療施設サービス利用者の特性	二
(削る)	(削る)	(削る)		3 指定介	二				

								護療養型 医療施設 の内容・特 徴	
			(削る)	(削る)				4 老人性 認知症疾 患療養病 との意義・ 目的	二
			(削る)	(削る)				5 老人性 認知症疾 患療養病 棟利用者 の特性	二
			(削る)	(削る)				6 老人性 認知症疾 患療養病 棟の特徴・ 内容	二
		3 (略)			4 (略)				
	10 (略)				10 (略)				
四 (略)				四 (略)					
(別紙4) (略)				(別紙4) (略)					